

平成23年度 季節労働者資格取得支援事業のご案内

資格取得により通年雇用化をめざす季節労働者の方を応援します。

当協議会指定の教育訓練等を受講し、試験合格(資格取得)した季節労働者の方に受講料等の10分の3の助成金(10万円限度)を支給します。

1 助成対象となる季節労働者

- 指定教育訓練実施計画承認申請を提出する日の属する年度又は、その前年度(22年4月1日以降)に雇用保険の短期雇用特例求職者給付の受給資格を得た者のうち、現に雇用保険の一般被保険者ではない者で、当協議会が指定教育訓練の受講を承認した者とします。

- 根室管内に住民登録している季節労働者**

2 助成対象となる訓練

分野	取得を目指す資格
運輸	大型免許. 大型二種免許. 大型特殊免許. けん引免許. 中型免許 中型二種免許. 普通二種免許
福祉	ホームヘルパー 2級

◆平成24年3月15日までに資格取得検定試験の合格が確認できる教育訓練であることが必要です。

3 助成の内容

- 本事業による助成金の支給額は、一人の資格取得者について、**同一年度において10万円を限度とし、利用回数の制限はありません。**
- 教育訓練に要する入学料(又は、登録料)及び受講料(教科書代、教材費を含む)の**3/10以内とし10万円を限度として助成します(助成金の単位は1円とします)**
なお、既に本事業の助成金を受領した方についても、この範囲内で利用できます。

4 手続き

- 助成を受けるためには、指定教育訓練の受講前に当協議会と「通年雇用化相談」を行い、受講希望する教育訓練(講座)の「指定教育訓練実施計画申請書」を協議会に提出し、**承認を受けることが必要ですので、事前に下記へ必ずお問い合わせ下さい。**
- 助成金を受領するためには、資格検定試験の合格から1ヶ月以内又は、平成24年3月20日のいずれか早い日までに協議会へ、助成金を受けるための申請が必要です。
- 資格取得後(助成金交付後)遅滞なく必ず「通年雇用化の状況届」を提出していただきます。**

5 お問い合わせ・申請先

〒 086-1013 標津郡中標津町東13条南7丁目(労働会館内)
『根室管内4町通年雇用促進協議会』 TEL 0153-72-6789(FAX兼用)
URL: www.yac-net.cojp/n4cho-koyou.index.html
E-mail n4cho-tsuunen-koyou@bz03.plala.or.jp